

# 大分南部地域森林計画変更計画書

(大分南部森林計画区)

計画期間

自 令和 2年 4月 1日

至 令和12年 3月31日

変更始期 令和3年4月1日

大 分 県

## 変更内容

### 大分南部地域森林計画変更の概要

#### 1. 急傾斜の尾根谷部(概ね傾斜 35 度以上)の森林に関する植栽等による更新に関する事項を追加

##### 第3章 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 3 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能維持増進森林の整備に関する事項
- (1) 公益的機能別施業森林の区分の基準、森林施業の方法に関する指針 (P 9)

##### 第4章 森林の整備に関する事項

- 1 造林に関する事項 (P 13)
- 3 伐採に関する事項 (森林の立木竹の伐採に関する事項) (P 17)

#### 2. 間伐の施業体系に関する事項について変更

##### 第4章 森林の整備に関する事項

- 2 間伐及び保育に関する事項
- (2) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な方法に関する指針 (P 15)

### 第3章 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 3 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能維持増進森林\*の整備に関する事項

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準、森林施業の方法に関する指針

表4 公益的機能別施業森林の区域の基準、森林施業の方法に関する指針

#### 注

- 1 「河岸浸食等により流木の発生の危険性が高い森林」とは、例えば、a)現に河岸浸食等により流木が発生し、また、今後も気象災害により残存木の倒伏により流木の発生の危険性の高い森林、b)過去の豪雨により浸水した森林、c)過去の豪雨による河川の氾濫で浸水していないが、河川に面した急傾斜地で林地崩壊により流木の発生が懸念される森林等とする。
- 2 「風倒木等の発生が懸念される尾根部の森林」とは、例えば、a)風倒木等の被害を受けた森林、b)岩石地等で表土が薄く根系の発達期待できない森林、c)樹冠長率が低く風倒木被害を受けやすい森林等とする。
- 3 「林地崩壊の発生が懸念される急傾斜地等の森林」とは、例えば、a)林地崩壊の発生した森林、b)岩石地等で表土が薄く、根系の発達期待できない森林、c)急傾斜の尾根谷部(概ね35度以上)の森林等とする。
- 4 ④に該当する森林のうち、特に、地域独自の景観等風致の優れた森林の維持又は造成が求められる森林については、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進する。

### 第4章 森林の整備に関する事項

#### 1 造林に関する事項

##### (4) 河川や溪流沿い、急傾斜の尾根谷部の更新に関する事項

河川や溪流沿い、急傾斜(概ね傾斜35度以上)の尾根谷部など林地崩壊等の発生のおそれのある林地の人工林については、自然植生の導入や広葉樹の植栽を行い、針広混交林化又は広葉樹林化の推進を図ることとする。

##### (5) その他必要な事項

的確な更新が行われていない伐採跡地については、早急な更新を図る。

## 2 間伐及び保育に関する事項

### (2) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐は、林冠のうっ閉や立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するものであり、伐採後、一定期間に林冠がうっ閉する程度に行う。この際には、林冠や根系が発達し、林床植生が繁茂した森林へ誘導する。

#### ア 実施時期等

森林の立木の成育の促進を図るため、表9を標準とし、既往の間伐方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定める。

間伐時期については、樹冠疎密度が10分の8に達したときに初回間伐を実施し、その後、表9を標準に生産目標等に応じて、伐期に到達するまで適時適切に実施するものとする。

表9 間伐実施時期

【単位：年生】

樹種	植栽本数 (本/ha)	1回目	2回目	3回目	4回目
スギ	1,500	15~45	(46~70)		
	2,000	15~30	31~45	(46~70)	
	2,500	15~25	26~35	36~45	(46~70)
	3,000	15~25	26~35	36~45	(46~70)
ヒノキ	1,500	15~50	(51~80)		
	2,000	15~30	31~50	(51~80)	
	2,500	15~25	26~35	36~50	(51~80)
	3,000	15~25	26~35	36~50	(51~80)

注1：( )は長伐期の場合として、必要に応じて実施するものとする。

注2：本表の間伐の回数と時期は標準であるため、施業方法や成育状況等に応じて実施するものとする。

## 3 伐採に関する事項（森林の立木竹の伐採に関する事項）

### (3) その他必要な事項

ア 河川や溪流沿い、急傾斜（概ね傾斜35度以上）の尾根谷部など林地崩壊等の発生のおそれのある林地の人工林については、上層木を一定程度伐採し、自然植生の導入や広葉樹の植栽を行い、針広混交林化又は広葉樹林化の推進を図ることとする。